

## 第3節 生物多様性の持続可能な利用

**目 標** 将来の世代にわたって生物多様性の恵みを分かち合うこと

- 取 組**
- 1 地域の持続可能な発展における生物多様性への配慮
    - ① 地域開発と生物多様性の調和
    - ② 企業活動における生物多様性への配慮の促進
    - ③ 企業活動における生物資源の利活用
  - 2 農林水産業の多面的機能の発揮
    - ① 農業における取組
    - ② 林業における取組
    - ③ 水産業における取組

### 1 地域の持続可能な発展における生物多様性への配慮

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系の微妙な均衡の上に成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過剰な利用や、人間の自然への働きかけが減ったことなどにより、自然環境の悪化が進んでいます。

こうした認識に立って、生物多様性の保全と利用の観点から、地域の持続可能な発展につながる地域開発や企業の産業活動について検討を進めていくことが重要です。

かつて、日本の沿岸漁業においては、古くからの経験と知恵に基づいて、漁業者自身が漁場や資源の管理を行うことにより、無秩序な乱獲や自然の改変が抑制され、環境の保全と生物資源の利用のバランスが保たれてきました。また、里地里山では、人々が農業や林業の営みの中で、薪やたい肥の供給源として大切に守ってきたことにより、里山の持続可能な利用が維持され、その結果として貴重な生態系が保全されてきました。

生物資源の持続可能な利用を続けていくためには、自然環境や野生生物を大切にしながら上手に自然資源を利用してきた先人の伝統的な知識や経験に基づく考え方を、モノづくりを始めとする産業活動はもとより、開発事業などの地域づくりにおいても活かしていくことが重要です。

そこで、地域の持続可能な発展のためには、先人の知恵と最新の知見や技術を活かし、自然の保全や再生といった新たな観点をできる限り計画に取り込み、生

物多様性との調和を目指していくことが重要です。

こうした考え方に立って、開発事業におけるエコシステムアプローチの視点の導入や環境影響評価の実施を図るとともに、企業活動における生物多様性への配慮を促進し、地域の持続可能な発展と生物多様性の調和を目指します。

## ① 地域開発と生物多様性の調和

### (現状と課題)

開発事業の実施に当たっては、生物多様性の保全に関して、幅広い知見の収集と活用を図るとともに、最新の技術を用いた対策や工法を導入していくことが不可欠です。

また、事業計画を検討するに当たっては、関係者と適切な役割を分担しつつ、その時点で得ることができる最善の知見を活用する必要があります。その知見をもとに、事業の必要性和問題点をできる限り幅広く客観的に明らかにした上で、生物多様性の保全のための適切な措置を講じていくよう努めることが重要です。事業計画や事業実施の判断に当たっては、知見の充実に努めながら対策を講じるという予防的・順応的な対策を講じるとともに、地域住民などの関係者に対して十分な説明を行うことが大切です。

特に、生態系については複雑で常に変化し続けていることから、そのすべては分かり得ないことを認識し、謙虚にかつ慎重に行動することを基本とし、その管理と利用については、モニタリング調査の結果などに応じて柔軟に計画の是正や対策の充実を行う必要があります。

このため、開発事業の実施に当たっては、エコシステムアプローチの考え方を導入し、計画段階から事業者と地域の市町村や住民などが専門家の助言を受けながら協力して、開発区域内の重要な自然環境についてはできる限り保全に努める必要があります。一方、農林業の不振などによって荒廃が進んでいる農地や森林などについては、周辺の地域を含めた再生の取組を、専門家や地域住民と協働して行うことによって、一部の自然環境が失われることがあったとしても、全体としては地域の生態系の質が維持・向上するように努めるといった考え方も検討していくことが必要です。

また、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある開発事業については、平成11年に「愛知県環境影響評価条例」を制定し、あらかじめ、事業者自らが環境にどのような影響を及ぼすかについて調査・予測・評価を行い、その結果を事業計画などに反映させることにより、適正な環境配慮を行うこととしています。

環境影響評価では、事業特性や地域特性などを踏まえて環境影響評価の項目・手法が選定され、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と

「人と自然との豊かなふれあい」についても適切な検討がなされます。

国では、平成19年4月に、事業に先立つ早い段階で環境配慮の検討を行うための共通的な手法などを示す戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(SEAガイドライン)が取りまとめられています。これを踏まえ、今後、国土交通省が主導するパブリックインボルブメント(住民参画)制度などに係る事例の積み重ねの中で具体的な手法の検討が行われていきます。

SEAガイドラインでは、地方公共団体の役割として、地域における環境情報の提供を始め、環境基本計画などにより環境に係る将来像や地域固有の価値観を分かりやすく示すこと、評価文書案に対して環境保全の見地から適切に意見を述べることなどが示されており、戦略的環境アセスメントの円滑な導入のために、これらの適切な実施が必要となります。

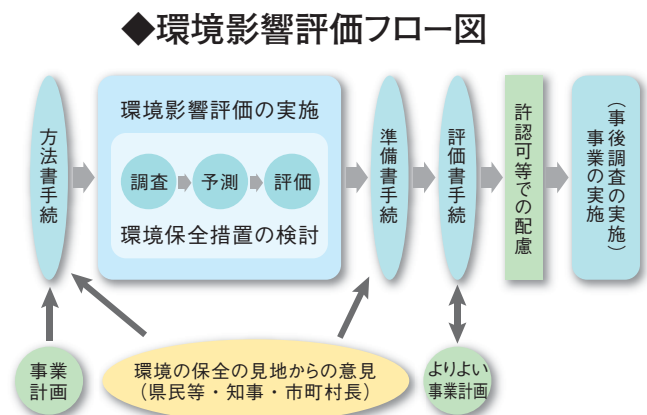
(県の取組)

○ 地域開発などにおけるエコシステムアプローチの導入の促進

- ・ 地域開発などにおけるエコシステムアプローチの導入を促進するため、新たな知見や事例を収集しながら普及啓発を進めます。
- ・ 地域の自然的社会的条件に応じて農林業の機能回復などの措置を講じつつ、里地里山地域の保全を図るため、地域開発の中で里地里山を効果的に保全・再生していくための仕組みを検討します。

○ 環境影響評価などの充実

- ・ 各事業の実施にあたり、環境影響評価手続きが適切かつ円滑に行われ、環境保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価方法書及び環境影響評価準備書に対し適切に意見を述べます。
- ・ 環境影響評価の不確実性を補う事後調査について適切にフォローアップを行います。
- ・ 自然環境や環境影響評価に係る情報について、インターネットなども利用して適切な提供を行います。
- ・ SEAガイドラインを踏まえて、地方公共団体の役割について検討を進めます。
- ・ 生態系の保全のあり方を検討するに当たり、定量的な生態系評価手法の一つであるHEP(「(野生生物の)生息環境評価手続き」)などの新しい手法について研究します。



## ② 企業活動における生物多様性への配慮の促進

### (現状と課題)

企業における生物多様性の保全と持続可能な利用に係る認識を高め、積極的な取組を促進していくことが、将来の世代にわたって生物多様性の恵みを享受することはもとより、企業の継続的な事業経営の上でも必要不可欠であるといえます。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、環境への負荷の少ない経済社会の実現に向け、事業者の自主的で積極的な環境配慮に対する取組を促進し、社会経済システムそのものを持続可能なものに見直していくことが重要な課題となっています。そのため、ゼロエミッション・コミュニティの推進、持続可能な環境保全と経済性を調整するシステムの確立、クリーンエネルギー活用への推進に取り組んでいく必要があります。

生物多様性基本法では、事業者の責務として、事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者などの関係者と連携を図りつつ生物多様性に配慮した事業活動を行うことなどにより、生物多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとされています。

### (県の取組)

#### ○ 企業活動ガイドラインの策定

- ・ 国における「生物多様性企業活動ガイドライン(仮称)」の作成を受け、本県企業の実態に合った生物多様性に関する活動を促すための生物多様性企業活動ガイドラインを作成します。
- ・ ガイドラインでは、原材料の確保や調達、商品の製造・販売、所有している土地の利用、投資や融資などにおける生物多様性の保全への配慮、生物多様性の保全に関する情報開示、社会貢献活動のあり方など企業活動を行うに際しての留意事項などを具体的に示していきます。

#### ○ ゼロエミッション・コミュニティの推進

- ・ 平成19年3月に策定した「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」に基づき、県内の各地域に存在する廃棄物や余剰エネルギー、バイオマス資源、自然エネルギーなど様々な未利用資源の有効活用を推進します。
- ・ 持続可能な社会の形成を目指し、県内の各地域において、それぞれの地域の社会的・経済的特性を活かしながら、住民や企業、大学、行政などの参加による、環境を基調とした横断的なコラボレーション(協働)を展開します。
- ・ 「モノづくり愛知」の基盤を活かして、未利用資源とエネルギーの効率的な活



用や環境に配慮した製品づくりなどを支える技術開発、事業開発などを活発化させ、商業・業務集積地域、住宅市街地地域、産業集積地域、農業・畜産・森林地域など、県内の各地域でそれぞれの地域特性に適した資源循環システムを支える新しい環境ビジネスの創出を目指します。

### ○ 環境配慮型生産システムの普及

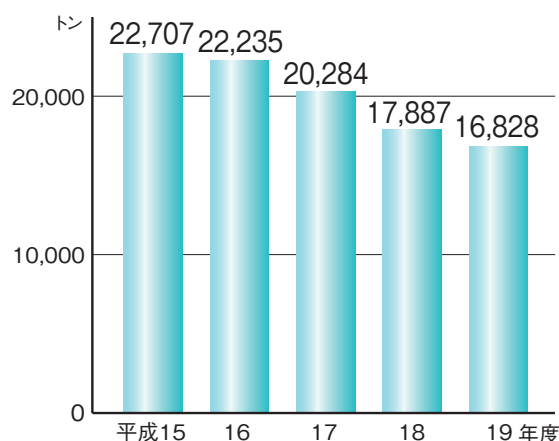
- ・製品を「つくる」「つかう」「もどす」、あるいは「廃棄する」など、すべての段階を総合した環境負荷の低減を目指す環境配慮型生産システムの普及を推進します。
- ・中小企業にとっても環境への取組が経済的なメリットを創出する可能性があることを提示するとともに、環境診断による実証モデルを作成して中小企業などの環境への取組を促進します。

### ○ 化学物質低減に向けた自主的取組の推進

化学物質は社会において、なくてはならない存在である反面、人の健康や生態系に大きな影響を及ぼす恐れがあります。しかし、化学物質による複合影響も含めて、数多くの化学物質による人の健康や生態系への影響に関する科学的知見を整備するには、長い時間と膨大な費用を必要とするため、規制的手法には限界があります。平成14年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)により、国が化学物質の排出量などの集計結果を公表する仕組みが導入されています。

- ・PRTR法に基づき、企業が実施する特定化学物質の情報の公開や、化学物質を低減した製品や生産工程をPRする取組を促進します。
- ・化学物質を低減した商品の選択や、日常生活における農薬や殺虫剤などの使用量削減を促進するため、化学物質に関する県民の理解の向上を図ります。

#### ◆化学物質排出量の推移



(注)化学物質排出把握管理促進法による事業者の届出量



事業者向け化学物質セミナー

- ・ 本県は、化学物質の排出量などの集計を行うようになった平成14年以降継続して特定化学物質の排出量が全国一位となっているため、事業者による環境への化学物質排出などの低減促進、情報の公開、危機管理などの取組をより一層推進します。

### ③ 企業活動における生物資源の利活用

#### (現状と課題)

化石燃料の大量消費が地球温暖化の主因であるとされている中、企業活動においても環境負荷の少ない生物資源を活用した生産ならびに処理技術の開発が必要とされています。そこで、本県では産学と連携にして、遺伝資源の生物機能を活用した基盤技術の開発により、環境調和型循環産業システムの構築を行っています。

また、バイオマスは、植物が光合成により水と二酸化炭素から合成した有機物を起源とするものであり、人工林や雑木林の手入れなどによって発生する植物由来のものだけでなく、これらを食べた家畜の糞尿や、食品残渣なども含まれています。バイオマスの利用は大気中の二酸化炭素を循環させるものであり、石油・石炭のように新たな大気中への二酸化炭素の放出は生じません。上手に利用すれば、枯渇することがないため、再生可能な資源であるといえます。

#### (県の取組)

##### ○ バイオマス利活用推進のための支援

- ・ あいち資源循環推進センターでは、「あいちエコタウンプラン」に基づき、リサイクルに取り組む企業への「循環ビジネスコーディネーター」による相談・助言や支援を行っています。事業化に先立つ市場調査やリサイクル施設の整備に取り組む企業に対しては、バイオマスの利活用を含め支援していきます。また、バイオマスの変換・利用施設などの一体的な整備、モデルプランの作成など、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われることを目指して市町村が取り組むバイオマスタウンの構築を着実に進めます。
- ・ 産業技術研究所では、地域における新産業・新技術の創出を図るため、企業との共同研究や各産業分野における技術課題に対応した研究を重点的に実施しています。例えば、植物系バイオマスから、アルコールや環境浄化用材料を試作する植物系バイオマス利活用推進事業や、植物を原料とするプラスチックを自動



植物を主な原料として貝殻や粘土と複合化して作られるバイオマス食器

車部品や食器などの実用製品に応用する植物原料プラスチック利用技術開発事業などに取り組んでいきます。

### ○ 環境調和型・持続可能社会の構築に向けた産学行政の共同研究

- ・本県は、名古屋大学(エコトピア科学研究機構)との間で、環境調和型・持続可能な社会の構築に向けた連携実施協定を平成16年11月に締結しました。これに基づき、環境先進県づくりや次世代産業の創生を目的として、最新技術に関する情報交換、連携協力・研究(広報活動、共同研究、受託研究など)、研究者、技術者及び大学院生などの交流と育成、技術相談に関する情報交換を実施しています。環境分野においても、新産業・新技術の創出を図るため、産学行政が連携して、重点的に共同研究を進めていきます。
- ・県などが設置した(財)科学技術交流財団では、新しい科学技術の創出を目的として、研究リーダーを中心に、企業・大学・行政の研究者・技術者をメンバーとしてテーマごとに研究会を設置しています。同研究会では、最新の技術情報について意見交換を行い、技術的課題の解明とその解決に向けた連携体制の構築などを行っています。次代の産業・社会を担う新たな科学技術を創出するため、活動終了後も、フォローアップ調査や競争的資金情報の提供などを行い、実用化・事業化に向けてさらなる展開を図るよう支援していきます。
- ・「知の拠点」整備の中核として平成22年度から23年度に建設する先導的中核施設は、環境・エネルギー分野に貢献する技術などの創造を目指す施設にふさわしく、太陽光発電、雨水利用などの環境対策を採用していきます。
- ・愛・地球博から中部臨空都市に引き継がれたNEDO((独)新エネルギー・産業技術総合開発機構)の新エネルギー実証研究の成果を継承し、新エネルギー関連産業の育成と産業の振興を図るため、「あいち臨空新エネルギー実証研究エリア」を設置し、産学行政が連携・共同して太陽光・風力分野、バイオマス・廃棄物利用分野、燃料電池分野、その他革新的エネルギー分野において新エネルギーの実用化を推進していきます。



あいち臨空新エネルギー実証研究エリア

## 2 農林水産業の多面的機能の発揮

生物多様性の保全に農林水産業が果たす役割は非常に大きいものであるとともに、安全で良質な食料を供給する農林水産業及び農山漁村の維持・発展のた



めにも生物多様性は重要なものです。

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、古くから人による農林水産業の営みが、身近な自然や多様な生きものが生息生育する環境を創り出してきました。

しかし、農薬や肥料の過度な使用や、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、過剰な漁獲など、農林水産業が生きものの生息・生育環境を劣化させ、生物多様性に影響を与えてきたという一面もあったことは否めません。

農林水産業は、自然界における多様な生きものが関わる循環機能を利用し、動植物などを育みながら営まれており、生物多様性に立脚した産業です。

持続可能な農林水産業の展開によって自然と人間がかかわり、創り出している生物多様性が豊かな農山漁村を維持・発展させ、未来の子どもたちが農林水産業のもたらす生物多様性の恵みと自然環境を享受できるように努めていかなければなりません。

特に、流域の上流部などに位置する奥山地域においては、森林の有する水源かん養機能、洪水防止機能などの多面的機能などが下流域の都市住民を含む多くの人々の豊かな暮らしを支えるかけがえのない地域となってきました。しかし、奥山地域では、人口の減少や高齢化の進行などにより集落機能の低下が懸念されるとともに、脆弱な財政基盤の中で、生産基盤や生活環境の整備が課題とされており、生物多様性の持続可能な利用のためにも、山村振興対策などの一層の推進が必要となっています。

## ① 農業における取組

### (現状と課題)

適切な農業生産活動が行われることによって生物多様性保全、良好な景観の形成などの農業の持つ多面的機能が発揮されます。一方、農薬や肥料の過度な使用は、田園地域・里地里山の自然環境ばかりでなく、川などの水質悪化を通じて、漁場環境へも影響を及ぼします。田園地域や里地里山の生物多様性保全をより重視した環境保全型農業を推進

### ◆農業の主要指標(全国シェアと順位)

指標	愛知県	全国シェア (全国平均)	順位	調査年月
総農家数	95,940 戸	3.2%	6	15.1
販売農家数	62,690 戸	2.8%	10	15.1
主業農家戸数	14,250 戸	3.2%	9	15.1
専業農家戸数	12,010 戸	2.7%	12	15.1
基幹的農業従事者数	81,100 人	3.6%	6	15.1
耕地面積	84,400 ha	1.8%	17	14.7
500万円以上販売農家戸数	12,206 戸	4.0%	8	12.2(注)
1,500万円以上販売農家戸数	5,450 戸	6.2%	2	12.2(注)
農業産出額	3,392 億円	3.8%	5	14
生産農業所得	1,337 億円	3.8%	6	14
販売農家1戸当たり生産農業所得	2,133 千円	(1,589 千円)	6	14
総農家1戸当たり耕地面積	88.0 a	(159.7 a)	33	15.1
耕地10a当たり生産農業所得	158 千円	(74 千円)	2	14

資料 世界農林業センサス、農業構造動態調査、耕地面積調査、生産農業所得統計



し、生きものと共生する農業生産の推進を図る視点でさらに取組を進める必要があります。

そのためには、農薬・肥料などの生産資材の適正使用などを推進することが重要です。農薬については、毒性、水質汚濁性、水生動植物への影響、残留性などを厳格に検査した上で登録されており、さらに環境への影響が生じないよう農薬使用基準が定められているため、これを遵守して適正な使用の推進を図っていく必要があります。また、肥料については、たい肥など有機質資材を有効利用するとともに、必要な成分を必要なだけ施用する取組を推進していく必要があります。

以上のような、生物多様性保全をより重視した農業生産を行うと同時に、安全かつ良質な農産物を供給するためにはGAP手法（農業生産現場において、食品の安全確保などへ向けた適切な農業生産を実施するための管理のポイントを整理し、それを実践・記録する取組）の導入が有効です。これは、農薬・肥料などの適時・適正な使用を含む農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」であり、今後この手法の推進を図っていくことが重要です。

### （県の取組）

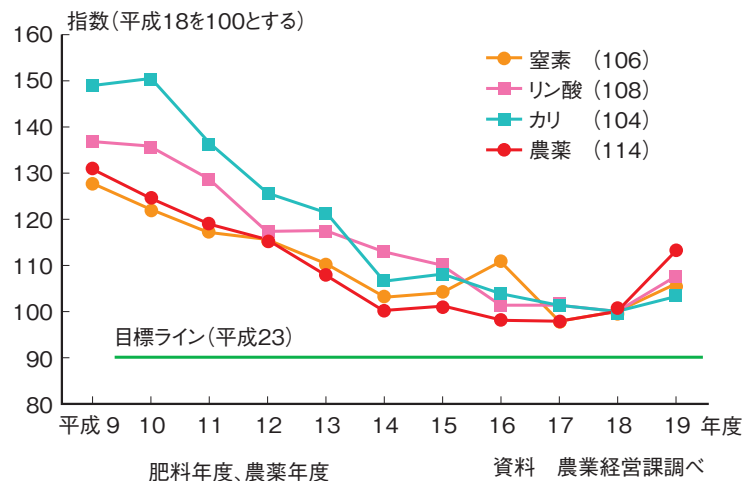
#### ○ 環境保全型農業の推進

・平成6年策定の「愛知県環境保全型農業推進基本方針」に基づき、環境の保全と生産性の維持・向上が調和した環境保全型農業を推進してきました。この結果、平成18年の作付面積当たりの使用量は、平成9年と比較して化学肥料で22%（窒素成分）、農薬で

23%低減しています。さらに環境保全型農業を推進するとともに、農産物の安全確保を目指し、平成20年3月に策定した「愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画」に基づき、県、市町村及び関係団体が一体となって、環境と安全に配慮した農業を推進していきます。

・農業団体などと協力して、環境と安全に配慮した農業生産技術を開発するとともに、開発された技術については、現地実証展示などを行い、市町村と連携

#### ◆ 肥料流通量と農薬出荷量の推移



しながら、地域への速やかな普及、定着を図ります。

- ・現状ではGAP手法に取り組んでいる産地や農業者の数が限定されていることから、まずは基礎的な事項について、一定の作物ごとに汎用性の高く、農業者一人ひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき項目も取り入れたGAP手法のモデル(基礎GAP)や愛知県版GAPである「愛知県農産物環境安全推進マニュアル」などを活用して、GAP手法自体の普及を図ります。
- ・農業総合試験場では、平成20年度「環境に配慮した持続的な生産技術の開発」に関連した50課題を設定し、環境保全技術や農業の多面的機能が発揮できる技術の開発に取り組んでいます。また、この他に稲や野菜では、農薬の使用量を減らすことのできる病害虫抵抗性品種の開発にも取り組んでいます。環境に配慮した持続可能な生産技術の開発については、重要な研究項目であることから、効率的な肥培管理や施肥法及び減農薬栽培のための技術確立、病害虫抵抗性品種の開発などに今後も重点的に取り組みます。



愛知県農業総合試験場



農業総合試験場が開発した品種  
(中部糯110号)(右)

### ○ 生物多様性に配慮した農業農村整備の推進

- ・農村地域には多様な生物が生息するなど豊かな自然環境が残されていますが、これは農業生産活動などの人の働きかけによって維持されている二次的な自然環境です。したがって、農村地域において農業を振興することは農村の自然環境を保全する上で非常に重要ですが、過疎化、高齢化、混住化などの進行に伴って農業の継続が困難になりつつあるため、適正な農業生産活動が継続できるよう生物の生息環境の保全などに配慮しつつ農業生産基盤の整備を推進していきます。
- ・県民の自然環境に対する関心が高まる中、緑豊かな景観や多様な生物を育むといった農村地域の機能が期待されています。こうした期待に応えるため、人間にとっても動植物にとっても快適な空間となるよう農村環境の整備を推進していきます。

## ② 林業における取組

### (現状と課題)

森林は、多様な野生動植物が生息・生育する場として、生物多様性保全において重要な役割を担っています。

現在の森林資源は、戦後築きあげてきた人工林を中心に利用可能な段階に入りつつあります。国際的に木材需要が増大する中、県産材の利用拡大を通じて県内の森林・林業・木材産業の再生を図り、間伐などの森林の適切な整備・保全を進める必要があります。

森林の育成には数十年という長期間を要し、その成長過程で草本、中低木から高木までを含む多様な環境が形成され、これにあわせて森林内の野生動植物の生息・生育環境も変化します。特に人工林においては、成長段階に応じて除・間伐など森林の整備を適切に行っていくとともに、伐採、更新を通じて多様な林齢の森林を造成することにより、健全な森林の育成とともに生物多様性の保全を図ることができます。

他方で、人と環境にやさしい木材を多段階にわたり有効利用することは、循環型社会の形成、地球温暖化の防止、山村地域の活性化につながるものです。木材の利用を一層推進していくとともに、都市住民も含めた幅広い県民が、それぞれの状況に応じて森林づくりに関わることにより、森林・林業・木材利用への理解を深めていく必要があります。

このように生物多様性の重要な構成要素である森林の整備・保全に向けた施策を総合的に展

### ◆林業従事者数の推移

年度	昭和48	53	58	63	平成5	10	15
林業従事者数(人)	3,054	2,643	2,191	1,856	1,400	878	676
比率 (昭和48を100とする)	100.0	86.5	71.7	60.8	45.8	28.7	22.1

開し、生物多様性保全を含め森林の有する多面的機能の発揮を図っていくことが重要です。そこで、除・間伐などの実施や多様な森林づくりを推進するため、森林の整備・保全、県産材の利用、担い手・地域づくりなどに取り組んでいきます。

### (県の取組)

#### ○ 多様な森林づくりの推進

・人工林の間伐などの施業が十分に実施されていない状況や、伐採後の再植栽が行われない状況が一部に見られ、森林の有する多面的機能の発揮への影響が懸念されます。長期的な視野からの多様で健全な森林の整備が必要であり、間伐の実施はもとより、針広混交林化、広葉樹林化、長伐期化などによ



る多様な森林づくりを推進します。

- ・ 林業経営意欲の低下や環境意識の高まりに伴い、スギ・ヒノキの造林面積が減少し、広葉樹造林の増加が予想される中で、県内で植栽されている広葉樹苗木のほとんどが県外または産地不明であり、耐候性、病虫害などについて懸念される状況にあります。このため、県内での広葉樹造林に適した樹種の施業技術について、林業家や林業事業体などに普及指導します。
- ・ 平成17年度に選定した県内推奨樹種や「有用広葉樹造林の手引き」に基づき、県内での人工造林に適した樹種の苗木を選定するとともに、地域で採取された種苗が安定的に供給されるよう需給調整や苗木生産者などの指導を行うため、林業普及指導員が林業家・林業事業体などへの普及指導に取り組みます。
- ・ 森林・林業技術センター（林木育種場）が種苗生産体制を整備し、愛知県林業種苗協同組合を通じて優良広葉樹苗木の生産・供給を行います。
- ・ 本県の人工林の大半を占めるスギ・ヒノキ人工林は、戦後から盛んに造林が行われてきた結果、16年生から60年生が多くを占め、作業の中心は間伐となっています。今後15年間に間伐が必要な森林は約72,000ha(スギ・ヒノキ人工林の65%)あり、これを単純に平均すると年間4,800haの間伐が必要です(平成20年12月)。ところが、木材価格の低迷などによる林業の採算性の悪化などにより、これまで森林整備を主体的に担ってきた森林所有者の経営意欲が衰えたことなどから、手入れ不足の人工林が増えています。このままでは、間伐の遅れが原因で下層植生の衰退した人工林が増え、土砂の流出防止や水源のかん養、二酸化炭素の吸収など、森林の有する公益的機能が低下し、将来的には県民生活にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。このため、間伐を始めとする森林整備について、あいち森と緑づくり税の活用や、各種補助制度により森林所有者などの負担を軽減することで、より多くの森林整備を推進していきます。
- ・ 森林の有する公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定するとともに、荒廢地などにおいて治山事業を実施し、機能の低下した森林の整備を推進します。



森林整備の負担軽減  
(間伐材搬出の機械化)

### ○ 森林環境教育・県民参加による保全活動の推進

- ・ 生物多様性保全を始めとして、森林が持つ多面的機能や、林業及び木材利用の意義などに対する理解を深めるためには、森林環境教育や森林とのふれあいの機会を、子どもたちを始めとする県民に提供することが必要です。その

ため、教育・環境などの分野との連携による普及啓発活動、企画・調整力を持つ人材の育成、県有林における体験活動などを実施するためのフィールドの提供などを推進します。

- ・豊かな森林生態系を有しており、自然とのふれあいや環境教育の場として適している地域については、地域住民、関係市町村、環境教育や保全活動に取り組む企業・NPOなどと協力し、その保全に努めます。



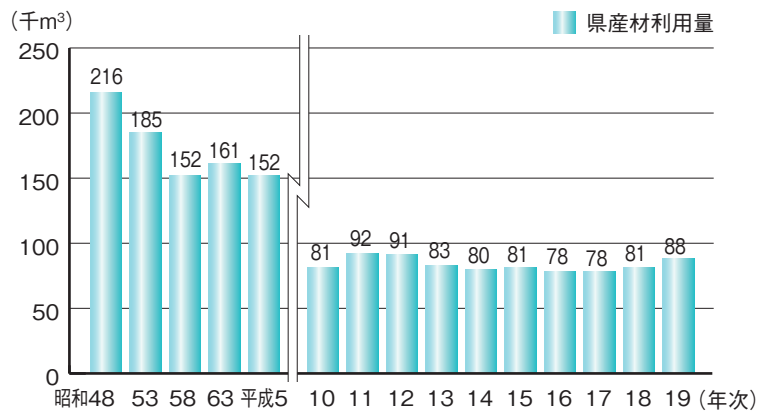
森林環境教育(訪問授業)

- ・身近な自然環境の保全には、地域住民などの自発的な活動の盛り上がりが期待されているため、県民などの自主性を尊重しながら活動体制の確立、活動の場や情報の提供などの支援を積極的に進めます。
- ・県民参加の森林づくりや森林の多様な利用を推進するため、企業やNPOなどが森林づくりに参加しやすい環境を整備します。特に、県有林においては、意欲ある企業やNPOなどを対象にこれを開放し、森林の整備・保全活動などのフィールドとして提供します。

### ○ 林業・木材産業の活性化と県産材の利用拡大

- ・地球温暖化を始めとした環境問題が今日的課題となっている中で、再生産可能で、カーボンニュートラル(二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロとなること)である木材が注目されています。県内の森林から生産される木材を利用

#### ◆ 県産材利用量の推移



することは、県内の森林の整備を促すものであり、水源のかん養や県土の保全など県内の森林が持つ公益的機能の確保につながるものです。このため、林業・木材産業の活性化を図るとともに、広く県民に対して、県産材を利用することの意義について普及啓発を行い、理解を促すことにより、県産材の利用拡大を図ります。

- ・林業・木材産業の活性化を通して人工林の整備を促進するため、林業採算性の向上や担い手の育成、県民の林業に対する理解促進を行います。

- ・ 県産材が積極的に使われるように、一般住宅や公共的施設での利用を働きかけるほか、住宅関連イベントや県民が集う産業祭などの場を活用した普及啓発活動を行います。



県産材を活用した公共施設  
(設楽町立 名倉小学校)

### ③ 水産業における取組

#### (現状と課題)

水産業は豊かな海の恵みの上に成り立っている生物多様性に依存する産業です。生産力を支える海の生態系の健全さを保つことが必要であり、そのためにも生物多様性の保全が重要です。

特に、里海と呼ばれている沿岸域は、高い生産性と豊かな生物多様性を持っており、適切に保全することが必要です。

また、沖合域についても、水産資源の持続可能な利用を確保していくため、科学的根拠に基づき海洋生物資源の適切な管理と持続可能な利用を図っていくことが重要です。

このように、里海の保全や海洋生物資源の適切な管理を通して、県民の食生活を支える水産物を将来にわたって安定的に供給するとともに、水産業の振興と活力ある漁村の確立を推進する必要があります。

#### (県の取組)

##### ○ 藻場・干潟などの保全の推進

- ・ 生物多様性が豊かで生産力の高い里海の保全・創出のためには、藻場・干潟の保全は重要な課題の一つです。藻場は「海の森」とも呼ばれ、アマモ場、ガラモ場などがあり、干潟は人々にとって親水の間であるとともに、多くの渡り鳥にとって餌場や休息の間となっています。沿岸水域は魚類を始めとする多種多様な生きものの生育・産卵場となるほか、水質を浄化するなど、生物多様性保全に大きく貢献しています。しかし、高度経済成長期の沿岸開発、埋立などにより藻場、干潟が、大幅に減少しているほか、魚類の食害などにより藻場が消滅する磯焼けや、苦潮の発生



アマモ場



による干潟生物の死滅など、健全な生態系の維持が懸念されています。そのため、藻場・干潟を含む漁場環境の保全を図っていきます。

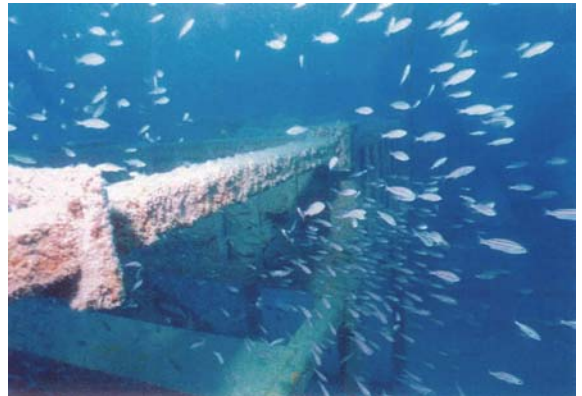
- ・多種多様な生きものの産卵・生育の場として、豊かな生態系を保持する重要藻場が全国的に減少しており、全国で30年間（昭和53年～平成19年）に83,000ha（全体の4割減少）もの藻場が消滅しています。本県でも平成10年に146ha存在した岩礁性アラメ藻場が平成12年には13haにまで減少しており、これまでのところ回復していません。これら藻場の減少は、豊かな生態系が失われるばかりでなく、水産資源の減少にもつながり、県民の食生活に影響を及ぼすことが危惧されているため、藻場の再生を図る必要があります。このため、水産試験場が開発した種苗移植技術及び食害防除対策技術の実証試験、藻場の機能的役割の定量化調査を通じて、効率的な藻場造成技術の開発を進めます。また、県民参加によるアマモ場の再生活動の実施により、里海の森づくりを進めます。
- ・伊勢湾・三河湾は、埋立に伴う海の浄化能力の喪失などにより漁場環境が悪化して赤潮が多発し、冬季には海苔の色落ちの被害が発生しています。また、赤潮の多発は夏季に広範囲な貧酸素化を誘発し、苦潮によるアサリのへい死などの被害も毎年発生しています。このため、水質調査船により赤潮発生状況の定期的な監視を行うとともに、貧酸素や苦潮情報の収集・提供を行い、漁業被害の防止を図ります。
- ・藻場や干潟は、遺伝的多様性や地域固有性に配慮した海藻（草）や二枚貝稚貝の移植、漁場の耕耘など適切な維持管理により、生態系の健全性を維持することができるため、漁業者を中心とした多様な担い手による藻場や干潟の維持管理活動を推進します。
- ・漂流・漂着ごみの増加が海の生きものの生息・生育や漁業活動へ悪影響を与えています。漁場へ流入したごみは、河岸や海浜に漂着するとともに、漂流し、あるいは海底に堆積します。これらは、漁業操業だけでなく、海産生物の生息にも支障を及ぼします。このため、漁業者などが行う清掃活動に対する支援を行います。

#### ○ 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進

- ・漁港漁場は、漁業の生産基盤であるのみならず、静穏な水域や生産性の高い環境を創出することにより、海洋生物の産卵場や仔稚の育成場としての環境の形成にも大きく寄与しており、生物多様性に配慮した整備が必要です。そのため漁港漁場の整備に当たっては、計画・設計・施工の各段階において自然環境に対する影響に十分配慮します。
- ・漁港の整備においては、その周辺の自然環境の改変を極力最小とするように

努めるとともに、事業の実施に当たっては、水産動植物の生息環境に配慮して、漁港構造物に藻場・干潟機能及び海水交換機能を付加したり、自然環境への影響を緩和するための海浜などの整備を行うなど、周辺の自然環境に調和した漁港づくりを推進します。

- ・魚礁や増殖場など漁場の整備においては、対象となる魚介類などの水産生物の集まりやすさや生育機能、産卵場機能や生物多様性の確保に配慮した構造・素材を採用するなど、水産資源の持続可能な利用に資する漁場づくりを推進します。



魚礁

### ○ 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進

- ・水産資源は、持続的な利用が可能な資源であり、その適切な保存・管理は、水産物の安定供給の確保と生物多様性保全の観点からも重要です。そのため、水産資源の動

#### ◆資源回復計画

区 分	主な取組内容
伊勢湾・三河湾小型機船底引き網漁業対象種資源回復計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全長25cm以下のマアナゴ、トラフグの再放流</li> <li>・漁具の網目拡大</li> <li>・再放流魚の生残性を高めるシャワー設備の導入</li> <li>・休漁期間の設定</li> <li>・トラフグ種苗放流</li> <li>・海底清掃</li> </ul>
伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌年の産卵親魚20億尾残して終漁</li> </ul>

向把握評価を行うとともに、利用・管理については、科学的根拠に基づいた取組を行います。

- ・伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画及び伊勢湾・三河湾イカナゴ資源回復計画に基づく取組により対象水産資源の保存・管理を推進します。



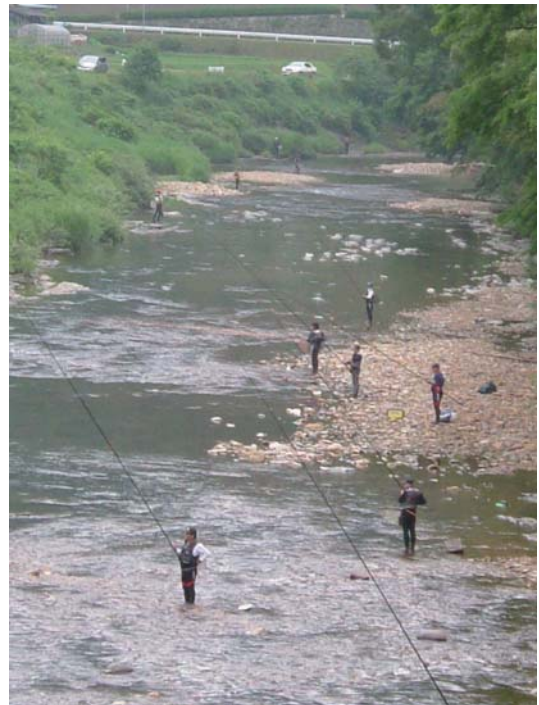
調査船によるイカナゴ資源調査

- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、本県では、マサバ及びゴマサバ、マイワシ、マアジの3魚種について

漁獲可能量(TAC)が配分されており、県機関や魚市場に設置されたサーバ及びパソコンのネットワークシステムにより、漁業者から漁獲量などの報告を受けて集計分析し、年間の漁獲量が配分量を超えないよう管理しています。必要な場合にはこれら魚種について漁獲制限を行います。

## ○ 生物多様性に配慮した増殖と持続可能な養殖生産及び内水面の保全の推進

- ・ 本県周辺水域の水産資源は減少傾向にあり、種苗放流などの資源増殖施策を展開することにより、資源を回復、増加させることが必要です。そのため、栽培漁業基本計画の策定、種苗の生産、放流など栽培漁業の推進に当たっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響などに配慮するなど、環境・生態系と調和した増殖を推進します。
- ・ ノリ養殖は、ノリの成長に従って海水中の栄養塩を吸収することにより水質浄化の役割を担っていますが、近年の温暖化に伴い、養殖期間の短縮や病障害が発生するなどの支障が生じており、温暖化に対応できる養殖技術や品種の開発を進めます。また、適切なノリ養殖管理や養殖漁場の改善を図るために策定した漁場改善計画の取組を推進します。
- ・ 河川・湖沼などの内水面は、漁業生産の場であるとともに、釣りなどのレクリエーションを通じて自然とふれあう場としても、県民生活に欠かせないものとなっています。近年、オオクチバスなどの外来魚、カワウによる食害、アユ冷水病のまん延など厳しい状況にあり、内水面における生物多様性の保全の一層の推進が必要です。そのため、カワウによる食害防止に向けた効果的な駆除や、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。また、種苗放流の実施などにより、漁業者を中心とした地域の人々の資源増殖の取組を支援し、内水面の生物多様性の保全を推進します。



アユ釣りでにぎわう川



## TOPICS 10

### 移入種対策

現在、海外から国内に人為的に持ち込まれた移入種のうち一部のものが様々な問題を引き起こしています。

北米原産のアライグマは、もともとペットで飼われていたものが野外に捨てられて繁殖したと考えられていますが、近年、愛知県でも分布を拡大しており、タヌキなどの在来種の圧迫により生態系のかく乱が危惧されている他、屋根裏に住み着く、農作物に被害を与えるなど人間生活にも大きな影響を与えています。

国では、こういった海外から持ち込まれた移入種のうち、特に悪影響が大きいと考えられる96種（平成21年9月現在）を「特定外来生物」として指定し、飼育、運搬等の規制を行っています。

（参考URL: <http://www.env.go.jp/nature/intro/>）

問題となるのは、海外から持ち込まれた生物だけではありません。例えば、メダカは国により絶滅危惧種に指定され話題になりましたが、希少になったからといって、他の場所から持ち込んだメダカを身近な水域に放流することも、遺伝子攪乱を引き起こすことになります。

本県では、平成20年3月に改正した自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例で、新たに移入種対策に係る規定を設け、地域の在来種を圧迫するなど生態系に著しく影響を及ぼすおそれのある移入種の種名を公表し、みだりな放逐や植栽などを禁止するとともに、移入種問題について情報提供を行っていくこととしています。



アライグマ

## 第4節 生物多様性を支える基盤づくり

**目 標** 多様な主体の協働により自然との共生が守り伝えられていること

- 取 組**
- 1 県民意識の醸成
    - ① 県民のライフスタイルの転換の促進
    - ② 環境学習・普及啓発の推進
    - ③ 自然とのふれあいの増進
  - 2 参加・協働の充実
    - ① 自発的な保全活動の促進
    - ② 企業の社会貢献活動の促進
    - ③ あいち森と緑づくり税を活用した森と緑づくりの推進
  - 3 調査研究機能の整備・充実
  - 4 地球温暖化の緩和と影響への適応

### 1 県民意識の醸成

生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進していくためには、県民、事業者、NPOなど多くの主体が生物多様性について関心を持ち、日々の暮らしの中でもそれぞれの地域で活動に自発的に参加することが望まれます。

生物多様性の状況は地球規模で悪化しており、本県の生物多様性も劣化しつつあります。生物多様性は私たちの暮らしを支えている重要な存在ですが、「生物多様性」の意味を知っている人は約12%（平成20年、県政世論調査）と、その認知度は低い状況にあります。自然の恵み豊かなこの地域の環境を子々孫々に引き継いでいくためにも、人々が日常の暮らしの中で生物多様性について考え、意識し、行動することが重要となります。

また、2010年のCOP10開催に向け、開催機運の盛り上げとともに、県民の生物多様性に対する関心を高めていくための普及啓発に努めていく必要があります。このため、生物多様性の保全の重要性が子どもたちの世代も含めて広く一般的に理解されるよう、県民や団体の参加を得て生物多様性に関連する取組を推進していきます。また、教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換の提案を通じて、生物多様性を社会に浸透させていきます。

#### ① 県民のライフスタイルの転換の促進

##### （現状と課題）

生物多様性の危機を始め、生活排水による水質汚濁やごみ問題などの身近な環境問題から、地球規模の温暖化問題に至るまで、今日の環境問題は、その多

くが私たち県民の日常生活や社会経済活動に起因しています。したがって、これらの問題解決のためには、消費行動や交通行動など私たちのライフスタイルを、環境への負荷が少なく生物多様性に配慮するものに転換していくことが必要となります。

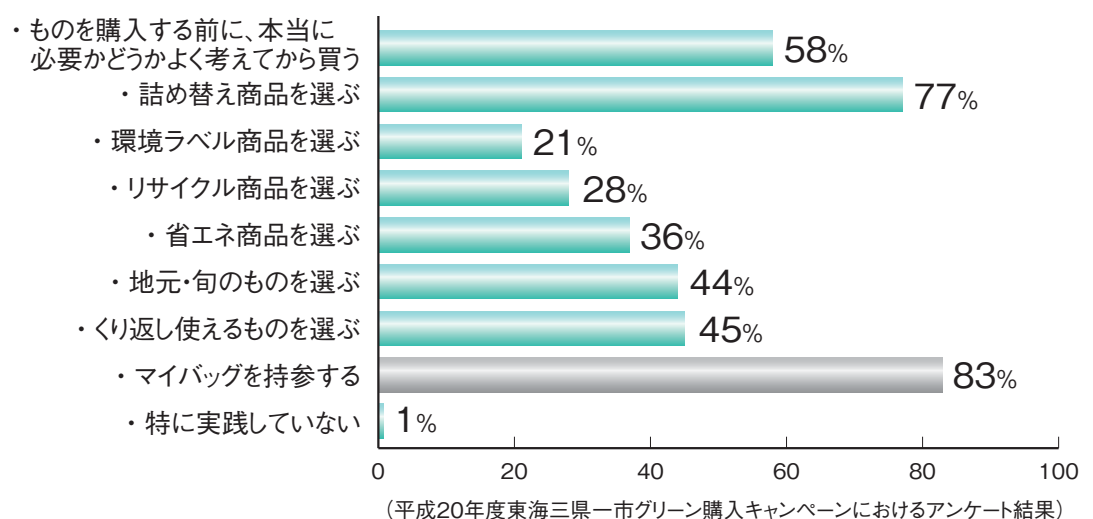
また、今後、人口が減少し、都心部の空洞化が進むことが予想されることから、長期的には、市街地のスケールを小さく保って、歩ける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指すというコンパクトシティの発想に基づき、都市周辺部における開発の拡大を抑制していく方向での街づくりを推進していくことも重要です。

## (県の取組)

### ○ グリーン購入の促進

- ・本県では、環境に配慮した物品などの購入(グリーン購入)の普及促進を図るため、岐阜県、三重県及び名古屋市の行政機関と日本チェーンストア協会中部支部、グリーン購入ネットワークなどと連携・協働して「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施しています。本キャンペーンは、平成14年度から開始し、東海三県内のチェーンストア、百貨店、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、スーパーマーケットなどにおいて、「詰め替え製品」「環境ラベル商品」「地産地消・季産季消」などの環境配慮商品コーナーの設置や、啓発用ポスター掲示、店内放送による環境負荷低減効果のアピールなどを実施し、環境ラベル商品やグリーン購入の意義を消費者に伝えています。

### ◆ 普段の買い物で実践している「グリーン購入」



- ・グリーン購入の普及促進を図るため、キャンペーンに参加する店舗や、社内にポスターなどを掲示して従業員などへの周知を図る賛同企業の拡大を図ります。引き続きキャンペーンの趣旨説明を行って参加店舗や賛同企業などの拡



大を図ります。また、関係機関や参加店舗と協働して効果的な普及促進に努めます。

### ○ 「いいともあいち運動」による地産地消の推進

・安全・安心な農林水産物を求める消費者の声が高まる中、この地域でとれた農林水産物をその地域で消費するいわゆる「地産地消」の取組が注目を集めています。県民の方々に農林水産業の役割を理解してもらい、積極的に応援していただくと考え、平成10年度から、「いいともあいち運動」に取り組み、地産地消を推進しています。地産地消の取組は、フードマイレージ(食料の輸送距離)が小さく、輸送にかかわるエネルギーの消費が少ないことから環境にやさしい流通形態であり、地産地消の取組の効果を最大限に引き出すため、「いいともあいち運動」の認知度を向上させて、県産農林水産物の利用拡大につなげていきます。

・生産者、食品会社、流通関係者、消費者団体などが「いいともあいちネットワーク」を構築し、協働活動を展開するとともに、県産物の利用や販売に力を入れている飲食店や販売店を「いいともあいち推進店」として登録しています。「いいともあいち推進店」において、県産品コーナーの設置や県産品応援メニューの提供、企業の社員食堂などでの県産農林水産物の利用拡大を図ります。



いいともあいち推進店

### ○ 水産エコラベル認証の推進

・水産エコラベル制度は、持続可能で適切に管理された漁業で漁獲された水産物や、これを原材料とした水産製品を第三者機関が認証する制度であり、認証マークの添付により生態系に配慮した持続可能な漁業を消費者にアピールすることができます。また、消費者は、認証水産物の購入を通じて、生物多様性の保全と水産資源の持続可能な利用に参加することができます。このため、関係者への制度の普及啓発を図り、本県における水産エコラベル認証取得の取組を推進します。



MEL認証エコラベル

### ○ エコマネーの活用促進

- ・愛・地球博をきっかけにスタートした環境通貨「EXPOエコマネー」は、県民を始め、企業やNPO、行政による協働型の環境保全の取組です。例えば、買い物でのレジ袋辞退や環境学習・環境ボランティア活動などの環境にやさしい行動に参加すると、エコポイントが貯まり、そのポイントは、エコ商品との交換や植樹・緑化事業などの寄附に使い、「エコポイントを貯めるときも、使うときも、環境にやさしい仕組み」として多くの方々の支持を得て、博覧会終了後も継続しています。本県では、家庭や地域におけるエコライフを促進する手段として、エコマネーの活用を掲げており、エコマネー事業への参加を通じて、県民の環境保全の取組や環境に配慮した行動を促進します。



エコマネーによる市民参加の植樹

### ○ 「あいちエコチャレンジ21」県民運動によるエコライフの促進

- ・生物多様性の保全に大きな影響を及ぼす地球温暖化を防止するためには、省エネルギーや省資源の推進などの県民のライフスタイルの転換が必要です。そのため、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員などと協力して、エコライフの実践の輪を県内全体に広げる「あいちエコチャレンジ21」県民運動を展開します。
- ・実験やクイズを通じ、省エネなどの大切さを学び、自分でできることから取り組むことをねらいとして、小学校などで「ストップ温暖化教室」を開催します。
- ・各種イベントへのブース出展やエコライフ川柳の募集・表彰を行い、県民運動への参加を呼びかけて環境意識の高揚を図ります。
- ・市町村やJAFの協力の下に、県内の自動車学校において、講習を実施し、エコドライブの普及を図ります。

### ○ エコ モビリティ ライフの推進

- ・本県は、自動車の保有台数が全国一となっており、自家用車と公共交通機関の利用割合は7対3と、東京や大阪などの他の大都市圏に比べて自動車の利用率が高いという特徴があります。自動車交通への過度な依存は、地球温暖化や自然環境の破壊などの原因ともなり、生物多様性にも影響を与えているといえます。そのため、エコ モビリティ ライフ、すなわちクルマと公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分け、環境にやさしい交通行動を軸とするライフスタイルの浸透を図っていきます。
- ・エコ モビリティ ライフの普及啓発のため、各種イベントなどさまざまな機会を通

じてPR活動を展開します。

- ・エコ通勤・エコ通学への転換促進を図るため、企業・学校・団体への協力要請やパーク&ライドの普及拡大に努めます。
- ・公共交通の利用促進を図るため、県・市町村・民間施設における公共交通利用者への優遇措置の実施・働きかけなどを行います。

### ○ 経済的措置の必要性

- ・経済的措置は、経済的インセンティブ(目標を達成するための刺激)の付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法であり、持続可能な社会の構築のために必要とされる環境と経済の統合の考え方に沿うものです。こうした経済的措置としては、行政による補助金や交付金、税制上の措置のほかに、各種基金、県民や事業者からの募金の提供などがあります。また、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度なども、経済的な仕組みを活用した手法です。
- ・多様な主体による生物多様性に関する取組を促進するためには、これらの経済的措置について考慮していくことが効果的な場合があります。例えば、都市部においては、屋敷林や田畑などが相続の際に売却され、貴重な緑地が失われてしまうケースがあり、また、自然公園や自然環境保全地域、保安林などに指定して保全・再生などを行う場合でも、その円滑な推進のためには、土地所有者に対して税制上の措置や補償などのインセンティブを与えることが有効であると考えられます。

## ② 環境学習・普及啓発の推進 (現状と課題)

県民一人ひとりが、生物多様性の保全を始めとした環境保全の大切さを理解し、環境に配慮しながら行動できる能力を身につけるためには、環境学習の推進が不可欠であり、本県では、平成17年1月に、「愛知県環境学習基本方針－720万県民のエコ協働プログラム2010」を策定し、この基本方針に沿って様々な環境学習に取り組んでいます。

本県は、森林、里地里山、干潟、河川など多様な自然に恵まれていますが、都市化の進展などにより自然や動植物に触れ合う機会が減少しつつある中で、自然が育む生物多様性の恵みに私たちの生活が支えられていることを気付きにくくなっています。

例えば、毎日食べているご飯、野菜、魚、肉や生活している家の木材など、暮らしに必要なものは、水田、森林、海などから農林水産業を通してもたらされるものですが、そうした農林水産業の果たす役割が、県民には、十分知られて



いないところがあります。

このため、生物多様性保全に向けた環境学習の推進に当たっては、自然や環境について理解が深められる「プログラムづくり」、自然観察会などの環境学習を指導できる「人づくり」、自然環境保全に取り組むNPOや環境学習施設の連携を図る「ネットワークづくり」など、県民が環境学習に取り組みやすい基盤整備に努めることが重要です。

併せて、学校教育における自然環境教育を持続的に実施することや、多くの県民が身近な自然について学べる機会を、環境学習施設などにおいても数多く提供していくことも必要です。

とりわけ、COP10を契機として、生物多様性に対する県民の意識を高めていくためには、身近な自然の中で生物多様性を含む自然環境について体感することが効果的であるため、愛・地球博を継承するもりの学舎(まなびや)やあいち海上の森センターにおける自然体験型の環境学習の充実が期待されます。

また、環境保全のために開催される様々な大会、講演会、研修会、イベントなどの機会を捉えて、県民一人ひとりが生物多様性への理解や認識を深めていくために持続的な啓発を行っていくことも重要です。さらに、インターネットのホームページなどを活用し、県民が必要としている生物多様性に関する最新の情報を分かりやすく提供することも必要です。

## (県の取組)

### ○ 環境学習のプログラムづくり・人づくりの推進

・本県では、環境学習を効果的に推進するための人づくりやネットワークづくりを全県的に行うため、平成14年度から環境学習指導者養成講座(あいちエコカレッジネット)を開設しており、今後も継続して環境学習指導者を養成することにより、地域の環境学習指導者の充実を図っていきます。

・平成19年2月に愛知県環境調査センター内に設置したあいち環境学習プラザにおける環境学習講座、もりの学舎における「インタープリターと歩くもりのツアー」など、様々な体験型の環境学習講座を実施していますが、県民のニーズを踏まえつつ、地域の特性や年齢などに応じた多様なプログラムの開発に努めます。



環境学習プラザ入口

・もりの学舎で活動するインタープリターに、自然などに関する研修を実施して、市町村や民間事業者などの求めに応じた自然体験型環境学習を提供できる人材に育成します。

### ○ 環境学習施設の整備・充実とネットワークづくり

- ・あいち環境学習プラザの指導者養成機能、環境情報の収集・発信機能の充実を図ります。
- ・平成19年3月に、愛・地球博の理念・成果を継承し、体験学習の機会を提供するもりの学舎を愛・地球博記念公園内に設置しており、その機能の充実を図ります。
- ・平成20年3月に設置した、県内の環境学習施設及び市町村で組織される、愛知県環境学習施設等連絡協議会において、環境学習施設の相互の情報交換及び連携・協力体制を確立し、環境学習プログラムなどの情報を効果的に発信・提供するとともに、地域における環境学習を推進します。
- ・環境学習に取り組もうとする県民に必要な情報をインターネットで提供するため、平成19年2月に開設した環境学習情報ライブラリーの充実を図り、県民の自主的な環境学習を支援します。

### ○ 学校における環境教育の推進

- ・学校教育においては、子どもたちの自然環境などの環境問題に対する理解を深め、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に取り組む態度や能力の育成を目指します。知識の習得を始め、技能の習得や態度の育成に当たっては、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通して、環境教育を横断的・総合的に扱います。
- ・COP10開催に向け、生物多様性の保全やその持続可能な利用についての児童生徒の理解を深め環境意識の向上を図っていくため、「あいちグリーンウェイ」運動に参加し、生物多様性の重要性や自分たちとの関わりなどの学習の推進に努めます。
- ・各学校における環境教育の実施に当たっては、地域の実態に合った身近な問題を取り上げ、具体的な活動を通して学習するなどの工夫が必要であるため、学校内でのビオトープづくり、水生生物や大気・水の調査、廃棄物や下水処理施設の見学など、学校ごとに特色のある取組の実施に努めます。
- ・県内の小学校四年生に配布している高学年を対象とした環境学習副読本「わたしたちと環境」に、本県の環境の状況や、水質や大気などの身近な環境調査の方法などに加え、新たに生物多様性の大切さや、絶滅の危機にある野生生物の現状など、生物多様性に踏み込んだ内容を盛り込み、新たな情報の提供に努めます。



- ・学校や市町村などからの依頼を受けて学校や環境学習施設へ講師を派遣し、学校などでの環境教育を支援します。

### ○ 子どもたちの環境学習への支援

- ・人と環境との関わりについての関心や理解を深め、自然に対する感性や環境を大切に思う心を子どもの頃から養っていくことは非常に重要であるため、子ども達が地域で自主的に行う環境活動・学習を支援します。
- ・県内各地域で自主的な環境活動を展開している「こどもエコクラブ」への支援を行うため、情報提供やネットワーク形成の支援、体験学習の機会提供を目的とした地域交流会などを実施します。
- ・県内各地の環境に興味と関心を持った県内の小学生に、「もりの学舎キッズクラブ」として身近な自然に親しむ体験の機会を提供し、それぞれの地域での子どもたちの環境活動の活性化を図ります。



もりの学舎キッズクラブ

### ○ 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の役割の普及啓発

- ・農林水産業の果たす役割を、広く県民に理解してもらうため、食育推進シンポジウムや食育推進県民大会、ふるさと農林水産フェア、試験研究機関の公開デー、フラワードームなど、様々な機会を活用し、継続的に普及啓発に取り組みます。

### ○ 里山や森林・林業に関する環境学習の推進

- ・あいち海上の森センターでは、「あいち海上の森条例」に基づき平成19年3月に策定した「海上の森保全活用計画」に基づき、海上の森の特性を活かして六つに区分(施設ゾーン、ふれあいの里、生態系保護区域、恵みの森、循環の森、野鳥・古窯の森)して保全と活用を図ります。また、里山への理解を深めるため、「森の教室」「里の教室」「海上の森ツアー」などの体験学習プログラムを実施します。
- ・愛・地球博記念公園では、公園内に生育するこの地域に特徴的に見られるフモトミズナラを中心に、どんぐりの実から苗木を育てて森づくりを行う取組を通して環境学習の推進を図ります。



どんぐりから育てる森づくり



- ・ 県民や教育機関、企業などと協働・連携して、自然体験学習活動や森林育成活動などの幅広い活動を進めるとともに、里山保全などに関する人材の養成や情報発信を行い、県内の里山保全活動などのモデルとなるような取組を実施します。
- ・ 里山に関する指導者、実践者を養成するため、県民を対象に「あいち海上の森大学」を開催し、里山保全に関する指導者を養成します。
- ・ 森林・林業に関する小中学校の児童生徒の理解を深めるため、地域の林業普及指導員が中心となり、総合学習の時間などを活用した訪問授業や出前講座を行います。実施に当たっては、市町村、林業関係者、NPOなどとの連携や、都市部から中山間地域までの多様な地域の実情に応じたプログラムの作成などに工夫します。

### ○ 食育の推進

- ・ 食生活に起因する生活習慣病の増加、朝食の欠食、家族が一緒に食卓を囲む機会の減少や食品廃棄の増加など、食をめぐる様々な問題に対応するため平成17年7月に「食育基本法」が施行されました。本県では、平成18年3月に愛知県食育推進会議を設置して、同年11月には本県の食育推進計画である「あいち食育いきいきプラン」を作成し、食を通じて「健康な体をつくること」「豊かな心を育むこと」「環境にやさしい暮らしを築くこと」を柱に、様々な取組を実施しています。食育は、県民一人ひとりが食を通じて生物多様性の恵みの大切さを知る上でも重要であるため、その普及・浸透を図ります。
- ・ 食を通じて環境にやさしい暮らしを築くための取組として、「環境に配慮した食生活などの推進」「地産地消の推進」「農林水産業や食品関連産業における環境への配慮」を行うこととし、食育推進シンポジウムや食育推進県民大会を開催し、食を通じて環境にやさしい暮らしを築くことを啓発します。
- ・ 無駄や廃棄のない食事づくりを積極的に行っている人の割合を、平成22年度までに50%以上を目指します。



農林水産フェアにおける県産きのこPR

### ○ 様々な機会を活用した普及啓発の推進

- ・ 「あいちの環境」などの県ホームページや、あいち環境学習プラザのホームページ「環境学習情報ライブラリー」の更新や充実などを通じて、生物多様性の

重要性や状況など自然環境に関するわかりやすい情報の発信に努めます。

- ・生物多様性をテーマとするシンポジウムや講演会を開催するほか、環境保全を目的として開催される「環境月間県民のつどい」「オゾン層保護推進大会」「あいち地球温暖化防止戦略・あいち新世紀自動車環境戦略推進大会」「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」などにおいて、生物多様性の重要性と保全や持続可能な利用に関する知識の普及啓発に努めます。



- ・都市の緑の保全・再生・創出を推進するため、「みどりの月間」(4月15日～5月14日)や「都市緑化月間」(10月1日～31日)において、全国「みどりの愛護」のつどいを開催します。つどいでは、みどりの愛護功労者表彰、都市緑化及び都市公園などの整備・保全・美化運動における都市緑化功労者表彰などを行い、広く都市緑化意識の高揚、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくり、生きものの生息・生育環境の保全・創出などの推進を図ります。

- ・NPOなどとの協働により「あいち都市緑化フェア」などを開催し、ステージイベントやフィールドにおける緑の体験イベントなどにより、県民が緑にふれあい豊かな心を育むことができるよう普及啓発を行います。



愛知県植樹祭での記念植樹

### ③ 自然とのふれあいの増進

#### (現状と課題)

自然体験は、豊かな感受性や創造性を育む重要な機会であり、幼児期・児童期から自然とふれあい、親しむことのできる場や機会を確保していくことが重要です。

近年、森林、里地里山など身近な自然環境の保全・活用に対する意識・関心が高まっており、県民やNPO、企業と連携しながら、これらの場の整備・活用を図り、自然とのふれあいに提供していくことが望まれます。

また、森づくりや環境学習に取り組む企業、NPOなどの活動が活発化しており、そうした動きを促進していくため、自然とのふれあい活動の一層の推進を図る必要があります。

## (県の取組)

### ○ ふれあいの場の整備と利活用の推進

- ・自然公園は、森林浴、潮干狩りなどのレクリエーションを通じて、自然や野生動物とのふれあいの場となっています。そのような自然公園の状況について順次、調査を行い、生態系の保全や風致景観の適正な保護を図るとともに、東海自然歩道など自然公園施設の整備を図り、利用の増進に努めます。
- ・地域住民が河川本来の自然環境を享受したり、河川の特長や現状を理解したりすることに寄与できる空間整備として「多自然川づくり」を実施します。また、未改修河川においては、市町村が河川沿いの公園や散策路を整備し、県がその内容を踏まえた河川改修を実施します。改修済みの河川においても、豊かな生態系と自然景観の創出を図るため、治水上支障のない河川沿いに、地域の人々の参加により植樹を行います。
- ・県有林の一部をNPOなどに開放し、森林の整備や環境学習活動などを進めます。また、「怒田沢(ぬたざわ)県有林での森林体験」を開催し、林業体験や自然観察などを通じて、県民への森林・林業に対する理解を深めます。

### ○ 県施設を活用したふれあい活動の推進

- ・愛・地球博記念公園では、博覧会記念樹の森や花の広場を、油ヶ淵水辺公園では、水辺の学習館・トンボ池の整備を進めます。都市公園では、「愛知県広域緑地公園整備計画基本方針」に基づき、自然を活かした樹林地・水辺・ため池などの整備を行い、自然とのふれあいの場を提供します。



油ヶ淵水辺公園 トンボ池

- ・愛知県緑化センター、あいち昭和の森においては、実務的な緑化研修、自然観察などを中心とした野外教室などや緑化相談を行い、日本庭園、体育の森、学習の森など森と緑に親しむ場を提供します。愛・地球博記念公園内のもりの学舎やあいち海上の森センターにおいては、森の案内人によるガイドツアーや工作教室、里山への理解を深めるための各種展示を行います。
- ・愛・地球博記念公園内のもりの学舎やあいち海上の森センターにおいては、森の案内人によるガイドツアーや工作教室、里山への理解を深



体験教室(県民の森)



めるための各種展示を行います。

- ・弥富野鳥園では、探鳥会のほか野鳥に関する資料の展示や調査を行い、自然とのふれあいの場を提供するほか、鳥類保護についての関心と理解の増進を図ります。
- ・愛知県森林公園・愛知県民の森では、県民にレクリエーション活動の場を提供するとともに、自然観察会等を開催し、ふれあい活動を推進しています。

### ○ 水辺での自然とのふれあい活動の推進

- ・身近な河川に生息する生きもの、周辺の自然環境を紹介するマップを作成し、身近な自然環境とのふれあいを推進します。
- ・小中学生による身近な河川に生息する生きものの調査を通じ、河川浄化意識の高揚を図るとともに、身近な水辺とのふれあいを通じて、自然環境の保全に関する意識の啓発などの環境教育の推進を図ります。

### ○ エコツーリズム・グリーンツーリズムの推進

- ・平成20年4月1日に「エコツーリズム推進法」が施行されました。エコツーリズムとは、旅行者が、案内人から助言を受けながら自然とふれあい、自然の素晴らしさや保護の大切さについての知識や理解を深める活動です。エコツアーのモデルルートを紹介するエコツアーガイドブックの普及などによりエコツーリズムを推進し、自然環境の保全に関する意識の啓発などを図ります。
- ・グリーンツーリズムとは、都市部に住む人たちが自然豊かな農村部などに滞在し、現地の人たちとの交流や農業体験を通じて、その土地の自然や文化にふれる新しいスタイルのレジャーです。愛知県畜産総合センターでの加工酪農作業体験、県立農業大学校での子どもを対象とした農業体験など、グリーンツーリズムの推進を図ります。

## 2 参加・協働の充実

生物多様性の保全は、行政のみの取組で達成できるものではありません。県民、市町村、NPO・NGO、企業などの様々な主体が共通認識を持ち、互いに連携、協力しながら、多種多様な取組を積極的に行うことが必要です。2006年に開催されたCOP8では、民間参画に関する決議が採択されるなど、国際的にも多様な主体の参画への関心は高まっており、企業の社会的責任(CSR)の一環として独自の生物多様性の保全を模索する動きも広がりつつあります。

### ① 自発的な保全活動の促進

(現状と課題)

自然環境保全に取り組む団体は、愛・地球博の開催を契機とする自然環境保全意識の高まりとともに増加しています。しかし、経済的な問題やリーダーとなる人材の不足、活動方法に関する知識や情報が十分でないといった理由から、保全活動において遺伝的かく乱を招くおそれのある移植が行われる場合もあり、その活動の質的な充実を図っていくことが重要です。

このため、保全活動が安定的かつ適切に行われるよう支援する必要があります。

## (県の取組)

### ○ 保全活動の支援体制の整備

- ・ NPOなどの団体が、生物多様性を始めとする自然環境の保全活動や市民参加型のモニタリング活動、子どもたちを対象とする環境学習など様々な活動に取り組んでいます。こうした活動は、行政では十分にできないものを県民のニーズを捉えて地域に密着しているものが多く、地域の特性に応じた生物多様性の保全を進める上で重要です。このため、活動の進め方や各地の活動状況などに関する情報の提供、土地所有者と活動団体とのマッチングを行う仕組みづくりなどにより、適切な保全活動の継続と一層の活発化を図ります。
- ・ 国の補助事業を活用して、地域における野生動植物の保護や外来種対策など、生物多様性の保全に関する取組を支援します。
- ・ 天然記念物の保護のためには、地元住民の参加が不可欠であるため、適切な管理マニュアルの作成や人材の育成などにより、体制整備や保護活動を支援していきます。

### ○ 里地里山における保全活動の支援

- ・ あいち森と緑づくり税を活用して、NPOなどが行う里山などの保全活動を支援していきます。
- ・ 海上の森においては、県との協定に基づき海上の森の会などと施設管理や森づくり・里づくりなどの連携協働を行っており、今後とも、里山保全活動に係る県民組織などとの連携協働を進めていきます。
- ・ 里山における保全活動の活性化を図るため、あいち海上の森センターにおいて、体験学習プログラムの実施、学習教材の作製、海上の森における継続的な調査の展示や情報発信などを行います。

### ○ 保全活動に関する情報提供システムづくりの推進

- ・ 現在では、多くの人々が自然環境や野生動植物に関心を持つようになってきていますが、実際にNPOなどの活動に参加している人はまだ一部に限られています。その原因の一つと考えられるのが、活動をしてみたいがどこに尋ねればよいかわからない、どういった活動があるのか、また、どんな団体があるのかわか

らないといった情報の不足です。県民とNPO、企業とNPOなど、多様な主体間において、活動状況や指導者の派遣などの情報の提供が円滑に行われるような仕組みづくりを目指します。

## ② 企業の社会貢献活動の促進

### (現状と課題)

産業活動の主要な担い手である企業や事業者には、社会の一員として自然環境・生物多様性の保全に積極的に取り組むことが期待されます。

近年、企業の社会貢献活動における環境分野の取組が盛んになっていますが、省エネルギーや温暖化防止、リサイクル活動などに関心が集まっており、生物多様性の分野に対する注目や理解は高くありません。

個別企業による取組では、清掃・美化活動が最も多くなっていますが、その他では、緑化やビオトープの整備、里山・森林の保全・再生、環境学習、NPOの活動への寄付・協賛などに関する活動が比較的多くなっています。

一方、民間団体などにおいては、資金や活動場所の確保などが課題になっている場合も見受けられ、企業の所有地や資金、技術などを活用した積極的な展開が期待されています。

このため、企業とNPOなどとの間の協働の促進を図ることが、企業が社会貢献活動に取り組むきっかけづくりになるとともに、NPOの活動が一層活発化することにもつながります。

### (県の取組)

#### ○ 生物多様性保全に関する取組の促進

・森林整備活動などに意欲を持つ企業に対し、森林の整備・保全など社会貢献活動の場として県有林を提供する「企業の森づくり」を推進します。

あいち海上の森センターが実施している企業連携プロジェクトを推進し、社会貢献活動に取り組む企業との協働・連携による里山保全活動を行います。

#### ◆県有林における企業の森づくり協定締結状況

平成21年3月末現在

企業名	活動内容	活動場所	協定期間
三菱電機(株)名古屋製作所	人工林の整備 歩道等の環境美化 自然学習体験	名古屋市守山区 上志段味字東谷地内 5ha	平成19年10月1日 ～平成22年9月30日
アイカ工業(株)	森林調査・人工林の整備 歩道等の環境美化 自然学習体験	小牧市大字大山字鱧谷地内 3ha	平成20年6月1日 ～平成23年5月31日
フルハシEPO(株)	森林調査・人工林の整備 環境学習活動	豊田市羽布町二夕瀬地内 5ha	平成20年9月11日 ～平成23年9月10日
アイシン精機(株)	森林調査・人工林の整備 環境教育活動	豊田市羽布町二夕瀬地内 5ha	平成21年3月1日 ～平成24年2月29日
		協定数	4



- ・企業が所有している土地で、良好な自然環境が維持されている土地については、野生生物の保全活動や環境教育の場として活用していくことが望まれます。さらに、都市部のあまり利用されていない所有地については、身近な生きものの生息・生育地やビオトープづくりの場などとしての活用も考えられるため、企業の社会貢献活動の一環としてこれらの土地を積極的に有効活用するよう働きかけていきます。

#### ○ 企業とNPOなどとの連携の促進

- ・企業内には生物多様性の保全活動に関する専門家が少なく、生物多様性保全に取り組むNPO・NGOとパートナーシップを組むことで、企業の社会貢献活動をより充実させていくことができます。こうした協働・連携の取組を促進するため、生物多様性保全などの社会貢献活動に関心を持つ企業と、企業の持つ資源を活用した協働を希望するNPOとのマッチングを支援します。

### ③ あいち森と緑づくり税を活用した森と緑づくりの推進

#### (現状と課題)

森林や都市の緑は、多様な公益的機能を有しています。

県内には、三河山間部を中心とする「人工林」、名古屋圏を中心とする「都市の緑」、その中間に位置する「里山林」と、守るべき多くの森と緑が存在しています。

森や緑が発揮する公益的機能の恩恵は広く県民が享受していますが、近年、手入れ不足の人工林や利用されなくなった里山林の増加、都市の緑の減少・喪失により、その公益的機能の低下が危惧されています。

こうした森林や都市の緑は、人の手を加えなければ機能の維持向上が難しく、また、一度低下した機能を短期間で回復することは困難です。

そこで、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現する施策に必要な財源を確保するために「あいち森と緑づくり税」を創設し、県民共有の財産としての森や緑を県民全体で支えていきます。

また、森と緑の重要性に対する県民意識高揚を図り、森と緑について、保全のための自発的な活動の促進や社会全体で支えていく機運の醸成を図るため、森と緑の環境保全活動・環境学習を推進します。

#### (県の取組)

#### ○ 人工林の整備

- ・奥地や公道沿いなどの人工林に対し、強度な間伐などを実施することで、自然植生の導入を図って針広混交林へ誘導するなど、現地の特性に合わせ、維持管理に手間がかからず、かつ、水源のかん養、土砂の流出防止、生物多様性の保全などの公益的機能を十分に発揮する森林へ誘導していきます。

- ・新たな森林整備を行うために必要な人材の養成を行います。

### ○ 里山林の整備

- ・里山林は、地域住民の生活から切り離され、立ち入りにくいほど樹木が覆い茂り、枯損木の発生や竹林の侵入が目立つようになっているため、県民や地域との協働による整備を推進します。
- ・森林環境学習や健康づくりの場、生物多様性の保全などの観点から里山林の価値が再認識されており、ボランティア団体などによる里山林整備(樹木の除伐や竹林整備など)が見られるようになってきました。地域住民の生活環境の保全や災害の防止、生物多様性などの公益的機能の保全、防災機能向上のための整備や簡易防災施設の設置など、里山林に求められる新たなニーズに応えるための取組を推進します。

### ○ 都市の緑の保全・創出

- ・ゆとりと潤いのある都市として望ましいとされる緑地の割合は概ね30%とされていますが、本県では20%程度に留まっています。市街地の約3分の2を占めている民有地の緑を保全し、増やしていくことが都市の緑を確保する上で特に重要であるため、その取組を促進します。
- ・都市に残された貴重な民有樹林地の買取りや小規模な緑地の整備を進めます。
- ・建物の屋上、壁面などを利用した民有地緑化を進めます。
- ・都市の顔となる地区において美しい並木道の再生に取り組みます。
- ・県民参加による緑の体験学習や緑づくりを行います。

### ○ 森と緑の環境保全活動・環境学習の推進

- ・森林、里山林、都市の緑の整備・保全を進める上では、県民や地域との協働による取組(ローカルアクション)の広がりが重要であるため、近年高まっているNPOやボランティア団体など多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動や、森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成する環境学習を支援し、その取組の一層の進展を図ります。
- ・市町村やNPOなどが地域の自主性や創造力を活かして、里地里山や水辺などにおいて緑を保全・育成する自主的な活動を支援します。
- ・森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成するため、「森林の水源かん養機能や生きものが享受している水の恩恵を学ぶ」「山村と都市の交流を通して地域の森林文化を保全・伝承する」「自然観察会や森林生態系の大切さや手法を学ぶ」「『緑のカーテン』の生育などを通じて太陽や自然の恵みを学ぶ」などの創意工夫を凝らした環境学習を促進します。

### 3 調査研究機能の整備・充実

生物多様性や自然環境を保全していくためには、その現状に関する情報を多方面から把握して蓄積し、それを関係者と共有しつつ協働して適切に保全に取り組むことが重要であり、自然環境に係る調査研究や情報整備の充実を推進します。

#### (現状と課題)

本県では、野生動植物の生息・生育に関する各種調査を実施し、自然環境施策に活用しています。県内の22か所の定点では昭和42年から継続的に鳥類生息調査を実施しているほか、湿地湿原、沿岸域など生態系ごとの自然環境調査、希少野生動植物調査などを行っています。希少野生動植物調査をもとに作成したレッドデータブックは、自然環境への理解の増進や、開発事業などを行う際の環境影響評価の資料などに活用されています。

生物多様性などの自然環境に関する情報は、大学などの研究機関、博物館、動植物園、水族館、専門家などの専門的な調査研究や、NPOが長年にわたる活動で収集した地域における自然や生きものについてのデータなど、多様な主体が様々な形で保有しており、県行政の推進においてはこれらの資料や情報を有効に活用していくことが重要です。

また、移入種のように現状が十分に把握できていないものもあり、多様な分野における継続的な調査研究に取り組んでいくことが課題になっています。

#### (県の取組)

##### ○ 自然環境や野生動植物に関する継続的な調査の推進

- ・自然環境保全地域など生きものの生息・生育環境として重要な地域については、自然環境の状況を把握するための面的な調査を進めるとともに、野生動植物については、鳥類など種ごとの生息・生育状況を把握するための継続的な調査を進めます。
- ・希少野生動植物について、定期的なレッドデータブックの見直しとそのための継続的な情報の収集を行います。また、移入種の生息・生育状況調査を進めます。
- ・生物多様性を評価するための指標種を用いた手法の確立に向けた検討を進めます。

##### ○ 情報の収集・提供体制の整備とネットワークづくり

- ・環境調査センターの生物多様性に関する調査・研究機能の強化を図るとともに、県や市町村、研究機関などが保有する野生生物や自然環境に関する情報を収集、整備し発信や啓発等を行う拠点となる機能の整備について検討を進めます。



- ・野生生物や自然環境関係の博物館、動物園・水族館、植物園、大学などの研究機関などで構成する連絡組織を設置し、ネットワークづくりを進めます。

## 4 地球温暖化の緩和と影響への適応

地球温暖化の進行は、生態系に大きな影響を与え、種の絶滅のリスクを高めます。2007年のIPCCの第4次評価報告書においては、地球温暖化による生物多様性への影響が既に現れており、今後の温暖化の進行による影響も大きくなるということが示されるなど、地球温暖化に関する科学的知見が集積されています。

### (現状と課題)

本県においては、京都議定書の発効に先立つ平成17年(2005年)1月に総合的な地球温暖化対策地域推進計画である「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、短期的には平成22年(2010年)度における県内から排出される温室効果ガス排出量を基準年度(1990年度)比6%削減することを目標とし、長期的には産業構造や都市構造の転換も図りながら、温室効果ガス濃度の安定化に寄与する「脱温暖化社会」、環境と経済が好循環する「持続可能な社会」の構築を目指して取り組んでいます。生物多様性という観点から地球温暖化を捉え、こうした取組により、地球温暖化を緩和することで、生物多様性の保全を図る必要があります。

### (県の取組)

#### ○ 地球温暖化防止戦略の推進

- ・「あいち地球温暖化防止戦略」や「あいち新世紀自動車環境戦略」に基づき、地球温暖化防止対策を総合的に進めます。
- ・「あいちエコチャレンジ21」県民運動の展開や、「あいちエコ モビリティ ライフ」の推進などにより環境にやさしいライフスタイルの定着を促進します。
- ・エコカーの導入に対する助成・融資などにより、環境にやさしい自動車利用を促進します。
- ・「地球温暖化対策計画書制度」や「CO<sub>2</sub>排出削減マニフェスト制度」の活用、環境マネジメントシステムの取得の支援などにより、省資源・省エネルギー型の事業活動を促進します。
- ・都市機能の集約化、環境と共生する住まい・まちづくり、環境にやさしい交通体系の構築、ヒートアイランド対策などを進め、環境負荷の少ないまちづくりを推進します。
- ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロンガス回収・破壊法)」や「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車

車リサイクル法)」などにに基づき、フロン類の適正処理に向けた監視、指導の徹底を図り、フロンガスの適正な回収・破壊を進めます。

### ○ 省エネルギーや新エネルギー導入の推進

- ・地球環境問題への対応やエネルギー市場の構造変化に対応して、従来の化石燃料依存型の社会から、将来の世代のための脱温暖化社会への転換を図っていくため、新エネルギー技術の開発・普及を進めます。
- ・本県は、燃料電池分野において、モノづくりの高い潜在能力を有していることから、燃料電池関連分野の育成・集積を図ります。
- ・産学行政の研究会を開催し、新エネルギー全般の技術課題などに関する研究会活動などを行うとともに、燃料電池自動車の普及や、愛知・岐阜・三重の各県が連携して開催するシンポジウムにおける交流・情報発信などにより、脱温暖化社会に向けた技術開発の促進に努めます。
- ・県内の工業高校生を対象に燃料電池の構造・仕組みについての講義及び製作実習を行い、燃料電池に係る人材を育成します。
- ・愛知県庁の環境保全のための行動計画(あいちアクションプラン)に基づき、県の事業に伴う温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、省エネルギー技術や新エネルギー施設を率先して導入し、県民への普及・啓発を図ります。
- ・住宅用太陽光発電施設導入に対する助成や二酸化炭素を出さないという環境価値を証書化した「グリーン電力証書」の活用促進などによって太陽光発電の普及拡大を促進します。
- ・「あいち臨空新エネルギー実証研究エリア」における新エネルギー実証研究の推進、水素エネルギー・燃料電池関連技術の開発・支援による燃料電池の普及拡大、風力発電など自然エネルギーの活用などによって、化石燃料に頼らないエネルギーの普及を促進します。

### ○ 農林水産業における地球温暖化の防止

- ・地域森林計画などに基づき森林の整備・保全を進めるとともに、「あいち木づかいプラン」に基づき県産材の利用を促進することで、生態系の保全、温室効果ガスの吸収源として重要な森林・緑の保全・整備を進めます。
- ・今後避けることができない地球温暖化の農林水産業への影響に対応するため、暑さに強い品種の開発や栽培技術などの適応策の開発・普及に取り組めます。

# TOPICS 11

## エコシステム アプローチ・ HEP

「エコシステムアプローチ」の考え方は、生物多様性の保全と公正な方式での持続的利用の促進をめざすための、土地資源、水資源、生物資源の統合管理のための戦略として、「生物多様性条約第5回締約国会議」（2000年）において採択されました。

「エコシステム」とは「生態系」を意味する言葉ですが、人間もまた生態系の構成要素であること、生態系が複雑で絶えず変化し続けていることを前提として、自然資源の管理は、関係者すべてが広く自然的、社会的情報を共有し、社会的な選択とされるべきことなどが原則として掲げられています。

開発行為や自然再生事業の計画に当たって、生物多様性の保全を評価する手法の一つが「HEP (Habitat Evaluation Procedure)」（ヘップ）です。「HEP」は、1970年代にアメリカで開発された生態系の定量的評価手法であり、「エコシステムアプローチ」の考え方によって、生物多様性の保全と利用の方法を検討する上での有効的な手法です。

具体的には、生態系に及ぼす人間活動の影響を、野生生物の生息環境（ハビタット）にとっての適否の観点から定量的に評価する手続きです。

我が国でも、最近、「HEP」による生態系の定量的評価が採用され始めており、今後の生物多様性保全に大きな役割を果たすことが期待されています。







水田と鎮守の森(愛西市)